

未成年者保護法理の意義と その揺らぎについての法理論

—— クレジットによるネット取引と未成年者取消権の成否 ——

坂 東 俊 矢

1. 未成年者保護法理の意義

民法の規定する未成年者取消権（民5条）を典型とする未成年者保護法理が揺らいでいる。未成年者取消権は、20歳未満の若者の契約による消費者被害救済法理として大きな意義を有している⁽¹⁾。ところが、対面の契約では被害救済法理として効果的な未成年者取消権が、ネットでの非対面の契約では必ずしも効果的とはいえない事態が生じている。本稿では、民法の未成年者保護法理の意義について再確認をするとともに、その揺らぎをもたらしている現状とその法的論点について検討する。

(1) 市民法としての未成年者保護法理の意義

ところで、わが国の民法において、未成年者は、民法が制定された明治29（1896）年当初から行為無能力者の一類型として規定されていた⁽²⁾。平成11（1999）年の民法改正により制限能力者と名称が変更された以降も、未成年者に関する規定は従来と同じ内容で引き継がれている⁽³⁾。こうした未成年者保護法理は、わが国の民法に固有の制度ではなく、近代市民法としての民法法ではいずれの法制においても共通に規定されている。その意味でも、未成年者に対する保護は、近代市民法に普遍的な価値を持つ法原理だと言える⁽⁴⁾。未成年者保護法理は、次代の担い手たる未成年者が一人前に成長することを相互に尊重する市民法の重要な法理である。そして、すべての人が等しく未成年者として保護されることを考えると、まさしく市民社

会における「お互い様」の法原理に他ならない。

(2) 消費者被害救済のための未成年者保護法理

それに加えて未成年者保護法理に消費者被害救済法理としての意義が認識されるに至ったのは、マルチ商法や訪問販売などの契約を通じた被害が顕在化した昭和 50（1975）年以降であった。未成年者もそうした取引の当事者の例外ではあり得なかったのである。昭和 60 年 12 月 20 日の茨木簡裁の判決では、キャッチセールスで商品を購入した未成年者の取消権の可否が争われている。当時の典型的な契約による消費者被害事例に関する事案であり、改めて未成年者取消権の意義が問われる事件であった。この判決で取消権の行使が認められたことが、民法の未成年者保護法理が消費者救済法理として活用される基礎となった。

2012 年度、全国の消費生活相談の件数 85 万 2,649 件のうち、20 歳未満の未成年者からの相談は 2 万 5,256 件で、相談全体に占める割合は 3% に過ぎない。未成年者取消権という救済法理が、若者の消費者被害の抑止に一定の役割を果たしていることを見て取れる。⁽⁵⁾ また、2012 年度の相談のうち、未成年者本人からの相談は 7,032 件、その他の者からが 1 万 8,156 件であり、本人以外からの相談の占める割合が他の年代層に比べて極めて高い。⁽⁶⁾ 未成年者取消権は、未成年者本人だけでなく、法定代理人たる親権者も行使することができる。年齢的にもひとりでは相談ができない未成年者が相当数いることに加えて、法定代理人たる親権者が未成年者に関する消費者被害救済の当事者になっていることが推測できる。

(3) 茨木簡易裁判所昭和 60 年 12 月 20 日判決の意義⁽⁷⁾

未成年者保護法理の意義を考える上で画期となる裁判例がある。茨木簡易裁判所判決昭和 60 年 12 月 20 日（以下、茨木簡裁判決と引用する）である。

本件は、いわゆるキャッチセールス⁽⁸⁾で化粧品とエステの契約を締結した 18 歳の女子社員が、化粧品等の売買契約とその代金支払いを目的とす

る立替払契約（改正前割賦販売法では個別割賦購入あっせん契約）とを取り消したが、それが認められるか否かが争われた事案である。

未成年者取消権の成否をめぐる争点は、以下の2点であった。

- ① 18歳の働いている未成年の女性⁽⁹⁾にとって、総額16万5,000円、月1万4,000円の12回払いの化粧品等の売買契約は、「親権者から事前に処分を許された財産」に該当するか。
- ② 販売業者に言われるがままに、立替払契約の申込み書面に20歳になる生年月日を記載したことが詐術（現行民法21条。当時は民法20条）に該当するか。

①には二つの金額の評価が問題になっている。第一は、親権者の同意を得て働いて給与を得ている未成年者が、親権者の同意なしに処分できる財産の金額的評価である。給与額と実際に使える可処分所得とのいずれが基準になるかという問題である。第二には、未成年者が割賦で商品等を購入した場合、処分を許された財産の金額は商品等の総額と比較すべきか、それとも割賦金額との比較で判断できるのかである。裁判所は、詳細な事実認定に基づいて8万ないし9万円の月額給与からこの未成年者が1ヶ月間に自由に使える金額、すなわち可処分所得を月2ないし3万円と認定した。また、割賦販売では期限の利益を喪失すれば全額の支払義務が発生することを理由に、処分可能額は割賦金額ではなく、代金総額と比較すべきであるとされた。そして、代金総額が月収の約2倍であり、可処分所得の金額を考慮すれば、予め親権者から包括的に同意を与えられていたとみるには高額に過ぎるとして、化粧品等の売買契約と立替払契約に対する取消権の行使を認めた。

②については、未成年者が販売業者に対しては真実の生年月日を告知していたにもかかわらず、販売業者に言われるがままに虚偽の生年月日を記載したとの事実を認定し、信販会社に対する関係でも、自己を能力者であると信じさせるための詐術にあたるというのは相当でないとした。未成年者が成年になる生年月日を記載したとしても、積極的に契約相手方である事業者を欺罔しようとする意思をもっていない以上、詐術には該当しない

とするこの判決の判断はきわめて重要である。

もっとも、①の判断は、未成年者取消権の意義そのものにかかわる重要な論点を含んでいる。もし、「法定代理人から処分を許された財産」(民5条3項)に該当するか否かが1ヶ月当たりの支払金額で判断できるのだとすれば、未成年者が月賦などのクレジット契約を利用することによって、親権者の同意を得ずに、高額な商品等を購入することができてしまう。現に、当時、働いている18歳以上の者であれば、親権者の同意を得なくても、クレジット契約を締結し、クレジットカードの交付を受けることができるとの実態もあつた⁽¹⁰⁾。この判決は、賦払額ではなく、商品等の代金総額で「法定代理人から処分を許された財産」への該当性を判断すべきとして、クレジット契約を利用することで未成年者取消権を回避できる可能性を明確に否定した。

加えて忘れてはならないのは、働くこと(雇用契約を締結すること)についての親権者の同意があつたとして、その給与によって契約を締結する場合にも、個々の契約が「法定代理人から処分を許された財産」に該当するか否かが問われたことである。本件判決では、裁判所は、商品代金等の総額16万5,000円と月収額とを比較し、加えて可処分月額を考慮要素とする判断を示している。その限りでは、雇用契約に関する包括的同意を前提として、未成年者が処分を親権者から許されたと評価される財産は、基本的には給与月額の範囲で判断するとしているようにも思える。もっとも、本判決の事例では、商品代金等の総額が月収額に比しても約2倍と高額であつたため、それ以上の検討をしなくても結論を出すことができた。一方で、裁判所は可処分月額についても詳細な事実認定をして、判断の一要素としている。その意味では、親権者から包括的な同意を得て働いている未成年者が、個別の親権者の同意なく契約できる金額的な限度は必ずしも明確になっているとは言えない。その評価は、未成年者の実態や取引の内容などに対応した個別的な考慮が必要であることを示唆することとどまっていると考えるべきであろう。

本判決で明確になったことは未成年者が月賦などのクレジット契約を利

用することで、商品等の代金の賦払額を少額に押さえたとしても、その契約についても親権者の同意の範囲にあるかが問われたことである。クレジット契約は一時期、悪質商法を助長する役割があると指摘されたことがあった。⁽¹¹⁾クレジット契約が未成年者保護法理の適用についての阻害要因とはならないことが確認されたという意味で、この判決によって未成年者取消権が消費者保護法理としての意義を有することが改めて確認されたのである。

注

- (1) 未成年者の消費者被害に関する現状と法的な課題については、「特集 若者と消費者法」現代消費者法 3号（2009年）に掲載の諸論文が参考になる。とりわけ、拙稿「未成年者取消権の市民法理論と消費者法理」28頁、赤松茂「消費者被害救済における未成年者取消規定の活用」53頁。
- (2) 民法の立法当初の未成年者に関する規定の立法経過については、法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法主査會議速記録 民法第一議案法典調査會決議案（日本近代立法資料叢書 13）』商事法務研究会（1988）を参照。この資料叢書をまとめて、当時の議論を整理する論考として、吉田和夫「未成年者と契約 —— 必要品契約について」早稲田大学社会科学研究所 45号（1992）89頁がある。
- (3) 民法の現代語化等を目的とする2004年（平成16年）の民法の一部改正法の施行により、2005年（平成17年）4月1日から、制限能力者からさらに制限行為能力者との表現に改められた。
- (4) ドイツ法における未成年者保護の法的意義を検討する論考として、川角由和「市民法における未成年者保護と契約責任・不当利得責任のありかた —— ドイツ民法学の教訓」島大法学 35巻4号（1992）83頁以下
- (5) 国民生活センター編『消費生活年報 2013』8頁以下。
- (6) 国民生活センター・前掲注釈（5）11頁。
- (7) 判例時報 1198号 143頁。本判決の判例評釈として、加賀山茂・別冊ジュリスト 135号 110頁、拙稿・別冊ジュリスト 200号 14頁がある。
- (8) キャッチセールスは、昭和63年の旧訪問販売法（現在は、特定商取引に関する法律）の改正により、訪問販売としての法規制に服している。もっとも、本件事案の契約は、昭和58年8月25日に販売会社との間で売買契約を、翌26日に信販会社との間で立替払契約を締結しているため、旧訪問販売法の適用はない。
- (9) 15歳に達した未成年者は、親権者又は後見人の同意を得れば、翌年度から

働くことができる（労働基準法 56 条）。

- (10) その実態は、「合理的なヤングのクレジット利用」という副題がつけられた 1998 年版の『消費者信用白書』（日本クレジット産業協会）で報告されている。それによれば、18～19 歳の約 26% がクレジットカードを保有し（家族カードを含む）、衣服などの購入のために、平均で年 3 回、11 万円強の利用をしているとして、合理的な利用がなされていると報告されていた。
- (11) 例えば、国民生活センター「特別調査 個品割賦購入あっせん契約における加盟店管理問題」（2002 年、http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20020424_1.pdf）では、次のような指摘がなされていた。「クレジット会社は、販売業者と契約して消費者にクレジットを提供するが、相手が問題商法の業者であっても契約していて、それが消費者被害を発生させているのではないかと推測される。クレジット会社が問題商法の業者を裏で支えているのではないか、という疑念である。」

2. 未成年者保護法理の現代的取引での揺らぎ

(1) ネット取引での未成年者保護法理の揺らぎ

ところが、こうした未成年者保護法理のもつ意義を揺るがしかねない現実が顕著になりつつある。

20 歳未満の消費生活相談の対象取引に注目すると、2012 年度には運輸、通信サービスの占める割合が 70% を超えている⁽¹²⁾。この割合は、10 歳きざみの他の世代が高くて 30% 台であることと比べて、突出している。運輸、通信サービスで具体的に問題になっているのは、アダルトサイトなどのネットでの情報提供やオンラインゲームなどのデジタルコンテンツの購入などをめぐるトラブルである。例えば、国民生活センターは、平成 24 年 12 月 20 日に「大人の知らない間に子供が利用！ オンラインゲームのトラブルにご注意を」と題する注意喚起を行っている⁽¹³⁾。それによれば、2011 年のオンラインゲームに関する 3,501 件の相談のうち、未成年者を契約当事者とする相談が 780 件を占めている。2012 年度には相談件数は 5,615 件に増加しており、未成年者からの相談やその割合も増え続けている。相談の典型的な内容は、未成年者が親の知らない間に親のクレジットカードに

よる決済で、オンラインゲームのアイテムを購入した結果、カード会社からカード名義人たる親に対して高額な請求がなされているとの相談だとい⁽¹⁴⁾う。

同様の注意喚起は、各地の消費生活センターによってもなされている。例えば、兵庫県生活科学総合センターによる「オンラインゲームで小・中・高校生が高額トラブルに！—— クレジットカードの無断使用が増加」⁽¹⁵⁾（2013年8月14日）では、2012年4月から2013年6月末までの86件の相談のうち、幼児が4件、小学生が33件、中学生が30件、高校生が19件を占めており、支払手段としては親のクレジットカードの無断使用が57件で、平均請求額は18万6,344円に達しているとして、オンラインゲームの利用方法について子供と親とが十分に話し合うことを提唱している。未成年者は、スマホとか携帯電話を利用したネットでのデジタルコンテンツの販売やオンラインゲームに関しては、市場の主役の地位にある。

こうしたネットでの取引に関してクレジットカードでの決済がなされた事案では、親の同意のないデジタルコンテンツ等の購入契約に対して未成年者取消権を行使するだけでは、問題は解決しない。第一に、コンテンツを提供する会社は、ゲームやネットを利用する契約に関する親権者の同意によって、その後のデジタルコンテンツ等の購入などについてもゲームの利用契約等に含まれているとして、同意がなされていると主張する例が多い。未成年者について、1ヶ月当たりのゲーム利用料金に限度を設ける事業者も出てきている。⁽¹⁶⁾ここでは、オンラインゲーム会社の設定した金額的な利用限度が、未成年者が親権者の包括的な同意を前提として随意に処分できる財産に該当するのかが問題になる。要は、未成年者が小遣いとして処分できる範囲内にあるかが問われるのである。第二に、カード保有者たる親権者のカードを未成年者が無断で利用して決済している場合には、仮にデジタルコンテンツ等の購入契約を取り消すことができたとしても、カード約款の規定に従って、親権者にカード会社から代金請求がなされる。その成否によっては、未成年者取消権を行使した意味はほとんどなくなってしまう。

ネットでの取引やクレジットカードによる決済といった現代的取引に、未成年者保護法理はすでに時代遅れで無力なのであろうか。逆に言えば、ネット取引でのクレジットカード決済に関して、未成年者はどのように取り扱われるべきなのであろうか。⁽¹⁷⁾

(2) 長崎地裁佐世保支部判決平成 20 年 4 月 24 日の判決法理⁽¹⁸⁾

未成年者が親権者のカード識別情報を使って、アダルトサイトにアクセスした利用料金の支払をめぐる重要な裁判例がある。長崎地裁佐世保支部平成 20 年 4 月 24 日判決である（以下、長崎地裁判決と引用する）。

本件は、19 歳の長男が、同居していた父親のクレジットカードのカード識別情報（名義人名、カード番号、有効期限）⁽¹⁹⁾をメモし、それを使って有料アダルトサイトを利用したところ、カード会社からカード名義人である父親に対して 298 万円余りの利用代金が請求された事案である。クレジットカードの規約には、不正使用の場合についての補償規約が定められているが、その補償による損害が填補されない場合として、家族による使用が規定されている。本件においても「会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者の自らの行為若しくは加担した盗難の場合」が補償の例外とされていた。この規定は、カード会社にとっては免責約款として機能することになる（以下、免責約款と記載する）。

本件の法的争点は多岐にわたるが、本稿との関係では、控訴審で争われた争点を含めて以下の 2 点が重要である。

- ① カード識別情報の入力により代金決済がなされた本件事案について、家族の不正使用をカード会員の負担とする免責約款を適用することが可能か。
- ② 未成年者である 19 歳の長男が利用したアダルトサイトの利用契約が未成年者取消権によって取り消すことができるとして、カード会社との関係では不法行為責任によって利用代金相当額の損害賠償責任が生ずるかどうか。

本判決は、①について画期的な判断を示している⁽²⁰⁾。まず、本件では未成年者がカード情報をメモするとカード自体は返却しているものであり、本件補償規約が予定する「盗難、詐取もしくは横領」に該当しないと指摘する。そして、補償規約が準用あるいは類推適用されるにしても、不正使用が会員の家族等による場合には会員の重過失が要求されるべきであるとする。そして、「本件カードの利用方法（ネットでのカード識別情報での決済。括弧内筆者追加）には、第三者による不正使用に対する安全性確保について致命的欠陥が存在し、本人確認情報等の入力等その欠陥に対するシステムの的な対応がなされておらず」、「事後的に補償規約の運用のみによって個別に会員の損害を回避しようとするだけでは不十分」であり、カード名義人にカード識別情報の管理について帰責性を問うことはできないとして、カード会社の規約に基づく代金請求を棄却した。この判決以前はもちろん、その後もネットでの取引では、暗証番号などによるカード名義人本人確認手続を経ることなくカード識別情報の入力による決済が普通に行われている。こうした決済方法に法的な警鐘をならした本判決は、決済実務にかかわる事業者が共通に認識すべき重要な観点が含まれている⁽²¹⁾。

もっとも、カード名義人に対する規約に基づく代金請求ができなくなったカード会社は、控訴審において、名義人に対する請求に加えて、不正利用者である未成年者に対して利用代金相当額の損害賠償請求を提起した。未成年者が利用したアダルトサイトは、判決によれば、Marry という名称で記載されている。もっとも、このサイト業者は原告であるカード会社とカードブランドが同一の米国のカード会社との間で加盟店契約を締結している決済代行業者に登録した業者のようである。原告のカード会社としても業者の特定ができず、その結果、例えばチャージバックなどの手続による解決ができなかった。そのため、カード会社としては名義人あるいは未成年者からの回収が至上命題となり、未成年者に対する不法行為に基づく損害賠償請求による事実上の債権回収にまで踏み込んだものと推測される。

未成年者であっても責任弁識能力があれば、不法行為に基づく損害賠償

責任を負う（民712条）。責任弁識能力を備えると一般的に考えられている年齢は、判例によれば12歳前後である。本件の未成年者は19歳であって、責任弁識能力を備えていることになる。もっとも、②については、結局は裁判による判断はなされていない。控訴審では長男の責任を認める形で和解による解決がなされたからである。⁽²²⁾未成年者取消権を行使できても、不法行為に基づく損害賠償として代金相当額の賠償責任が認められるならば、未成年者取消権を行使することの意義は失われる。

(3) 京都地裁平成25年5月23日判決の判決法理⁽²³⁾

本件は、16歳の子が父親の複数枚のクレジットカードを使って、風俗営業店（いわゆる「キャバクラ」）等で20日間で680万円に及ぶ利用をしたことについての責任が争われた事案である。680万円に及ぶカード利用代金のうち、買い物や交通費に利用された約40万円についてはカード名義人である父親がその支払義務を認めている。また、風俗営業店の利用代金のうち、店側がカード会社からの返金請求に応じた88万4,000円については問題となっていない。本件訴訟で争われたのは、カード会社からの返金を拒否した風俗営業店の利用代金550万7,426円である。なお、決済に使われた父親のカードブランドはアメックスであるが、風俗営業店はアメックスと提携関係にあるJCBの加盟店であった。

本件の法的な争点は、以下の3点にあった。

- ① 風俗営業店の利用契約について未成年者取消権を行使することができるか。
- ② 未成年者取消権の行使が認められたとして、カード会員規約に基づき、カード名義人である父親への請求は認められるか。
- ③ 16歳の子に対するカード会社からの不法行為に基づく利用代金相当額の損害賠償請求は認められるか。

①に関しては、カードの利用状況について疑問を持ったカード会社の確認電話に未成年者が父親になりすまして回答したことが、未成年者による詐術に該当するかが問題となった。もっとも、ホステスには18歳である

(これも虚偽の事実ではあるが)と告知しており、童顔で未成年者であることが分かりやすい男性であるとして、詐術の成立を否定している。加えて、風俗営業店が未成年者であると認識あるいは強く疑う事情が生じた以降の契約については、風俗営業法や未成年者飲酒禁止法に反するものであるとして、公序良俗に違反する無効な契約であるとも判断した。無効であるとされた契約の総額は、合計で476万5,056円に達している。

②については、裁判所は次のように述べて、公序良俗に反して無効とされた契約に関するカード会社からの請求を権利の濫用(あるいは信義則違反)であると判断した。すなわち、「信販会社の義務が十分に果たされずに不正使用が拡大し、しかも、窃盗犯人と加盟店との間の原因契約が公序良俗に反するという場合、裁判所としては、加盟店の公序良俗違反行為に対する寄与の度合い、信販会社による本人確認の状況等の諸事情を総合的に考慮し、不正使用による損害を会員に転嫁することが容認しがたいと考えられる場合は、本件契約7条但し書きに基づく会員に対するカード利用請求が権利の濫用となる(あるいは信義則に反する)……(中略)……と解すべきである」。この判断は、未成年者取消権の行使によって原契約が遡及的に無効となったとしても、カード規約に基づいてカード名義人に利用代金の請求がなされることを否定していない。もっとも、本件のように、未成年者に適していないと考えられる取引について、カード加盟店が未成年者であると認識をしながらカードによる決済を容認するなどの事情がある場合には、カード利用代金の名義人に対する請求が権利濫用(あるいは信義則違反)となり許されないとしており、注目される。

その上で裁判所は③の未成年者の子に対するカード会社からの不法行為責任についても次のような論理で、その請求を棄却した。「わが国の民法は、未成年者が親権者の同意を得ずに契約を行った場合、契約責任を負うかどうかという二者択一の方法で、未成年者の保護と取引の安全保護を天秤にかける立法例を採用している。契約の取消を認めるが一定範囲で損害賠償義務を負うという立法の仕方を採用していない。

もし、未成年者取消は許されるが、未成年者は、取り消した契約に関し

て相手方や第三者に損害が生じた場合、民法 709 条に基づく賠償責任を負うとの法解釈を採用した場合、未成年者取消が困難となる事例が続発することになるとと思われる。このような解釈は、民法が未成年者の行為能力を制限し、未成年者取消を広く認めたことと著しく矛盾する。

結局、未成年者取消によって発生する財貨の偏在は、不法行為法理によってではなく、不当利得法理によって清算されると解するのが、民法の解釈としては正しいというべきである」。

本事案ではカード会社から未成年者に対する損害賠償として、カード名義人に対する利用料金の請求額である 550 万 7,426 円が請求されている。そのうち、父親に対する請求が認められた 76 万円余りについては、カード会社に損害が発生していないのであるから、上記の判示内容はカード名義人に対する請求が約款上もできない金額に関する額に相当する賠償請求を棄却する法的な根拠であると理解される。この金額に相当する原契約は公序良俗に反して無効とされているのであり、その意味では上記の判示がどれだけ一般的な理論と評価できるのかは議論の余地があろう。もっとも、判示内容は、契約と不法行為に基づく請求権の競合を認めつつも、未成年者取消権が問題となる事案については、その財貨の偏在を巻き戻す法的根拠は不当利得返還請求権によるべきであると指摘している。本件に則して考えれば、なるほど、カード会社からすれば、直接の契約関係のない未成年者に対する不法行為請求よりは、契約や決済の当事者関係にある加盟店に対する不当利得の返還請求の方が、筋が通るように思える。本件でも、カード会社は加盟店である風俗営業店に対して返金を求めているようであり、現にそれに応じた加盟店もある。未成年者に対する不正利用を理由とする不法行為請求の問題は、こうした財貨の偏在の巻き戻しについての全体的な仕組みとの関係で問題とされねばならないことを示唆していると考えられるべきではないか。未成年者に対する不法行為による損害賠償は、あくまで、契約の清算法理としての不当利得が機能しない場合のみに可能となると考えるのである。

注

- (12) 国民生活センター・前掲注(5)書28頁。
- (13) http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20121220_2.html
- (14) 例えば、国民生活センター「いつの間に？子供がカード決済でゲームアイテム購入」2012年2月28日 (http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support48.html)、同「孫がカード番号を入力！オンラインゲームの高額請求」2013年1月16日 (http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support59.html) など。
- (15) http://web.pref.hyogo.lg.jp/press/20130814_55309e3fc9bae72e49257bc700061c32.html
- (16) 例えば、オンラインゲーム会社大手のガンホー・オンライン・エンターテイメント社は、16歳未満は月5,000円、16歳から19歳は月2万円の利用限度額を定めている。グリー社は15歳未満は月5,000円、15歳から19歳は月1万円を利用限度額としている。
- (17) 未成年者に対するクレジットの現実と法規定の乖離に関しては、拙稿「未成年者に対する与信契約と効力とその法規制——英法の展開から学ぶこと」龍谷法学24巻3・4合併号(1992)91頁。
- (18) 判例タイムズ1291号50頁、金融商事判例1300号71頁。本判決の判例評釈として、河上正二・別冊ジュリスト200号230頁、下村信江・判例タイムズ1291号50頁、尾島茂樹・クレジット研究41号195頁。なお、本判決の代理人弁護士による判例紹介として、福岡博孝「有料サイトの利用とクレジットカードの支払いをめぐる訴訟における未成年の子の親の責任」現代消費者法3号(2009)39頁がある。
- (19) ネット通販を典型にオンラインでのクレジットカード決済では、カードそのものの提示ではなく、カード識別情報の入力だけが求められる例が多い。割賦販売法においても「包括信用購入あっせん」の定義規定のなかに、カードそのものの提示に加えて、番号、記号その他の符号を提示する方法が含まれている(割賦販売法2条3項)。
- (20) 家族のクレジットカード不正使用にかかるカード名義人の責任については、例えば月間利用限度額による責任限定などの工夫はなされていたが、免責約款そのものの適用を否定することは著しく困難であった。例えば、大阪地判平成5年10月18日判時1488号122頁・判タ845号254頁、大阪地判平成6年10月14日判時1646号75頁、判タ895号166頁など。
- (21) 未成年者のオンラインゲームに関する苦情例を見ると、両親や祖父母のスマホや携帯電話を使って、子供がゲームを使ったり、有料のアイテムを購入したという事案が少なくない。一度、両親や祖父母がカードの情報を登録したところ、その後はパスワードなどの記入をしなくても利用が可能で、課金

されたという例もある。こうした場合に、未成年者取消権を主張すると、ゲーム会社あるいはカード会社からは、未成年者が利用をしたという事実の立証が求められ、その立証が困難であるが故に、結局は両親や祖父母が支払わざるを得ないという事態が生じていると聞く。なるほど、ゲーム会社やカード会社からすれば、両親や祖父母が子供が利用したと主張して、高額な債務を免れる事態を疑うであろうことは理解できる。もっとも、本人の利用であるか否かは、本人認証にかかるパスワードなどの入力を徹底すればある程度の対応が可能となる。カード識別情報によるオンライン決済に関する長崎地裁判決は、こうした場合の法的考え方についても示唆に富む。

- (22) 本件裁判の代理人である福岡弁護士は、以下のように記述されている。「長男の損害賠償請求訴訟においても、原告カード会社に過失があるとして過失相殺等の主張をしたものの、長男の責任自体は認めざるを得ず、結果的に、長男が原告カード会社の損害を賠償することによって同社と和解し、同社は、父親である被告に対する本件請求を放棄した」福岡・前掲注 (18) 論文 44 頁。
- (23) 判例時報 2199 号 52 頁。判例を紹介する原稿として、辰巳裕規・消費者情報 446 号 (2013 年 11 月号) 28 頁。

3. 未成年者保護法理とその基本的な法的論点

(1) 民法における未成年者保護法理

満 20 歳未満で、婚姻の経験のない者が、わが民法では未成年者である (民 4 条、民 753 条。以下、便宜的に、満 20 歳を成年年齢と記載する)。

未成年者が有効に法律行為 (そのほとんどは契約) をするには、その法定代理人の同意を得なければならない (民 5 条 1 項本文)。同意のない法律行為は取り消すことができる (民 5 条 2 項)。未成年者に親権者がいれば、当然に親権者が法定代理人となる (民 818 条)。したがって、未成年者のする契約の法的な有効要件は、ほとんどの場合、親権者の同意ということになる。

法定代理人の同意を要しないのは「単に権利を得、又は義務を免れる」法律行為だけである (民 5 条 1 項但書)。なお、法定代理人が処分を許した財産については目的を定めた場合にはその目的の範囲内で、目的を定め

ないで処分を許した財産については未成年者は任意にその処分をすることができる（民5条3項）。前者の例としては、学資や特定の旅費等が、後者の例としては小遣いや仕送り等が挙げられる。また、未成年者が法定代理人から営業を許可された場合には、その営業に関しては成年者と同一の行為能力を有する（民6条）。同一の行為能力という表現からは、この場合には事実上、行為能力を創設する条文になっていると理解できる。

未成年者取消権は、未成年者及びその法定代理人がともに行使することができる（民120条）。取り消された契約は契約締結時に遡って無効となる。未成年者は、現に利益が存する範囲（現存利益）で、返還義務を負う（民121条）。

なお、未成年者が例えば生年月日を偽るなどして自らを成年者であると信じさせるために詐術を用いた場合には、契約を取り消すことができない（民21条）。

以上が民法の未成年者保護法理の素描である。

なお、未成年者が締結した契約を取り消すにあたっては、自らが契約を締結したことと契約締結時に未成年者であったことを主張、立証する必要がある。親権者の同意があったことは、契約の相手方からの抗弁事由であり、未成年者との契約が有効であることを主張する相手方に主張、立証責任があると解されている⁽²⁴⁾。未成年者取消権が消費者被害救済法理として機能するひとつの背景として、未成年者側の立証責任が契約締結と年齢という客観的な事実に限定されていることが重要である。

(2) 未成年者のする契約の有効要件としての親権者の同意の法的評価

民法は、未成年者が「単に権利を得、義務を免れる行為」については、未成年者に損失が生じないとして法定代理人の同意の例外とした。もっとも、それ以外の法律行為については、あくまで法定代理人の同意が法律行為の有効要件である。それは、民法5条3項が規定する法定代理人が随意に処分を許した財産に関しても同様である。目的を定めているにせよ、定めていないにせよ、いずれも法定代理人の同意に基づいて未成年者として

はその財産を処分することしかできない。その意味で、民法5条3項は注意規定に過ぎないとも解されている⁽²⁵⁾。

もっとも、目的を定めずに法定代理人から処分を許された財産に関しては、その財産を使ってする契約についても個別の同意が明示的に必要であるかが問題になる⁽²⁶⁾。例えば、小遣いとして一定の金額が親権者から未成年者の子に渡された場合に、その小遣いで商品等を購入する際にも再度、明示の同意が必要だとすると、小遣いについて包括的同意をした意味がない。また、親権者の同意は未成年者に対してなされているのであって、取引の相手方からはそれが必ずしも明確には認識できない。だとすると、小遣いを渡した際の親権者の包括的同意の内容を勘案して、その後の個別の契約に親権者による黙示的な同意を擬制することができるかが問われることになる。言い換えれば、後の個別の契約が事前の包括的同意の範囲内にあるか否かが評価される⁽²⁷⁾。その判断は未成年者の年齢によっても異なるだろうし、小遣いの使い方や対象となる商品等によっても異なる。

ところで、この点が争われた茨木簡裁判決の実質的な論点は、親権者による働くことについての包括的な同意を前提に、その給与を使った契約についての黙示的な同意を擬制することができる「金額」的範囲にあった。その金額的評価に、立替払契約の賦払額が考慮の対象になるのが争われた。裁判での主要な争点は金額に限定されていたのである。そして、裁判所は、代金総額が給与月額約2倍であることをして、事前に同意を与えられていたものと考えするには高額に過ぎると判断している。例えば、取引対象が化粧品とエステであるとか、キャッチセールスで契約に至った事案であるといった点は、評価の対象になっていない。そして金額に焦点が当てられた結果、1回の契約の金額が低額で、その年齢の小遣いの範囲内であれば、親権者の同意がなくとも未成年者は有効な契約を締結できるとの誤解が、一部の事業者に生じているように思われる。

ここではひとまず次のように考えたい。

法定代理人によって目的を定めずに処分を許された財産について、親権者の個別の同意を擬制するためには、金額的評価に加えて、少なくとも

個々の取引について親権者による同意が期待できるものであるか（取引の性質による同意期待性）が問われなければならない。この同意期待性の判断要素としては、取引の対象が未成年者の生活にとって不可欠のものであるか否か、親権者が事前の包括的同意の際に想定できた取引であるかなどが考えられる。

例えば、オンラインゲームに関しては、それが無料で利用できる限りは親権者の同意は法的には問題にならない。もっとも、どんな低額な利用料であっても、有償である限りは、その利用は契約に基づくものであり親権者の同意が必要になる。仮に、ゲームを利用するについての親権者の包括的な同意があったとしても、その後のアイテム購入などについては原則として親権者の同意が別途、必要である。包括的な同意をもとにアイテムの購入などについて「処分を許された財産」として親権者の同意が擬制されるためには、小遣いの範囲内であるとの金額的な限定に加えて、取引の性質からして包括的同意の際に親権者がその取引を予見することが可能で、同意が期待された取引であることが必要である。実際には、親権者の包括的同意を前提に、月間の利用限度額を年齢に応じてゲーム会社が一方的に定めることで、その範囲の契約をすべて有効とする例がある。まずは、親権者の同意の実質を問うことができるよりきめの細かい個別的な金額設定が不可欠である。加えて、最低限、親権者に包括的同意を得る際にどのような取引が同意の対象になるのかを明示することが不可欠であると考えるのである。

(3) 未成年者取消権と不法行為責任との競合の考え方

もうひとつの大きな問題は、未成年者が親権者等のカードによって代金決済をした場合の責任の帰趨である。

(a) 契約の相手方からの不法行為に基づく損害賠償請求権の成否

いわゆる請求権の競合を認めるとすれば、観念的には、未成年者取消権を行使して契約上の債務を取り消した場合にも、その相手方から不法行為に基づいて取引代金相当額の損害賠償が請求されることは考えられる。

もつとも、その請求を認めれば、民法が未成年者取消権を定めた意味はほとんどなくなってしまう。

宅配便の紛失に起因する損害賠償請求に対する責任限度額を定めた免責約款の適用が問われた最高裁平成10年4月30日判決⁽²⁸⁾では、請求権の競合を原則として認めつつも「(契約責任を限定する約款の)責任限度額の定めは、荷送人に対する不法行為に基づく責任についても適用されるものとするのが当事者の合理的な意思に合致する」と判断し、契約上の免責約款が不法行為責任にも適用されるとしている。当事者間の合意による免責約款ですら不法行為責任を限定することができるだとすると、民法に規定された未成年者取消権が行使された場合に、契約関係のある当事者からの不法行為に基づく賠償請求も否定されることは当然である。

(b) 取り消した契約の相手方以外の取引当事者からの不法故意に基づく損害賠償請求権の成否

では、未成年者取消権が問題になる場面で、契約関係にない第三者から未成年者に不法行為に基づく損害賠償請求がなされる場合をどう考えるべきであろうか。ここで実際に問題となる当事者とは、未成年者がクレジットカードを不正利用して決済した場合のカード会社である。カード会社と未成年者との間には何らの契約関係は存在しないため、その法的責任はもっぱら不法行為に基づく損害賠償を通して問題となる。その場合にあって、クレジットカードによる決済の清算については、可能な限り、契約による財貨の偏在の清算は、不当利得によることが望ましい。この点は、京都地裁判決が適切に指摘する通りである。クレジットカードによる取引は、複数の当事者による契約が相互に関連してなされる決済に他ならない。とすると、取引全体では、不当利得の法理に基づく清算によって、ほとんど適正に財貨の巻き戻しが可能なはずである。

例えば、京都地裁判決の事例のようにクレジットカードそのものが未成年者によって提示され、不正利用された場合には、カード会社としてはカード規約に基づいてカード名義人にその請求をすることになる。加盟店及びカード会社ともにカードの利用者が名義人と異なることを認識できな

かった場合には、カード規約に基づく名義人への代金請求が可能になると考えられる。その限りでカード会社の損害は填補されることとなり、未成年者に賠償請求がなされることはない。一方で、カード会社の加盟店である事業者は、実際にはカード名義人と利用者とは異なることを認識できる可能性がある。加盟店が使用者とカード名義人が異なることを認識しながら代金決済をした場合には、カード会社は加盟店規約の違反を理由に加盟店に対して求償が可能である。また、カード会社が認識可能であった場合には、京都地裁判決でも示されているように、その請求が権利濫用あるいは信義則違反とされる可能性が高い。だとすると、この場合にも未成年者の不法行為責任が問われることはない。

問題となるのは、長崎地裁判決のようなネットでの取引を典型とする非対面でカード決済が行われる場合である。この場合でも、非対面取引の特質に対応した本人確認手続が適正になされるならば、不正利用は防止される可能性が著しく高くなる。本人確認手続が適切になされたにもかかわらず、未成年者である子による不正利用が生じた場合には、カード会社としてはカード約款に基づいてカード名義人に代金の請求をすることができる。残るのは、適正な本人確認手続が十分にはなされなかったため不正利用がなされ、結果的にカード約款に基づくカード名義人に対する請求ができない場合である。この場合には、カード利用額に相当する損害がカード会社に生ずる可能性がある。カードを不正利用した未成年者に責任弁識能力が備わっているとすれば、カード会社から未成年者に対する不法行為に基づく損害賠償請求が認められる可能性がある。⁽²⁹⁾ 19歳の長男の責任が問われた長崎地裁判決の事案は、まさしくこれに該当するものであった。もっとも、この場合にあっても、カード会社が代金の回収ができなかったのは、カード使用についての本人確認手続が不十分であったためである。ここでは、カード会社と未成年者の過失が評価され、賠償額については相当な過失相殺がなされるべきであろう。また、カード利用額そのものにはカード会社の利益相当額が含まれている。原契約が未成年者取消権の対象となったことを考慮すれば、請求できる損害額がカード利用額であることには違

和感を拭えない。

(4) 未成年者による詐術の考え方⁽³⁰⁾

今回紹介した裁判例では問われていないが、ネット取引などの非対面取引においては、未成年者による年齢詐称が問題となる可能性が高い。非対面型取引であるネット通販やアダルトサイト等では、取引当初の画面に年齢を入力させることで、未成年者であるか否かを確認する仕組みを講じている例が多い。ここで、未成年者が20歳を超える年齢を入力して取引をした場合、詐術を用いたとして、未成年者取消権を行使することはできないと考えられるのであろうか（民21条）。

行為無能力者の詐術をめぐる⁽³¹⁾は、最高裁は、積極的詐術を用いた場合に限らず、人を欺くに足りる言動を用いて相手方の誤信を誘起し、あるいは誤信を強めた場合でも詐術に該当すると判断している（最高裁昭和44年2月13日判決）。もっとも、本判決は、浪費者として準禁治産者とされた者に関する判断である。この最高裁判決に対する学説からの批判も強い⁽³²⁾。行為無能力者制度は、1999年の民法改正で制限能力者制度に変わって大きくその理念が変化した。その際に、浪費者というカテゴリーは廃止されている。そうした点を考慮すれば、より保護の必要性が高い未成年者について詐術を認定するためには、未成年者に積極的な術策が求められていると解するべきである。この点に関する先駆的判決である茨木簡裁判決においても、未成年者の詐術の認定には相手方を積極的に騙そうとする意思が求められている。取引ができる一歩手前まで来た未成年者が、画面上の年齢欄に正直に未成年者である年齢を記入することを期待することには無理がある。

通信販売に関する申込みはがきへの年齢記載に関する記述ではあるが、磯村教授は「未成年者が通信販売を利用して注文書を発信する際に、年齢の詐称や法定代理人の同意書の偽造があった場合、安易に詐術の成立を肯定することは問題があろう。このようなケースでは、実質的に見ると、未成年者は自己に能力があるということを述べていることとほとんど異なら

ず、また相手方としても、真実に合致しない表記がなされる可能性を十分に予測することができる。このような場合、未成年者の意図的な不実表記は、普通に人を欺くに足りる程度には達しておらず、詐術にはあたらないというべきではなかろうか⁽³³⁾と指摘する。また、道垣内教授は、「たとえば、通信販売の申込書に年齢記載欄があって、22歳と書かれたハガキが送られてきた、あるいは保護者の名前が書かれ、印鑑が押してあったからといって（18歳の者が、家にある印鑑を押すのは簡単である）、それで詐術があるとするのは、妥当でない。ハガキにおける年齢記載などを相手方が単純に信じたのでは足りない⁽³⁴⁾と考えるべきである」とする。年齢の記載に加え、何らかのそれを裏付ける資料をもって年齢詐称をした場合はともかく、単にネットの画面に年齢を虚偽記載しただけでは、取引の相手方が欺罔されたとはいえないと解することが適切である。

注

- (24) 例えば、大江忠『ゼミナール要件事実』第一法規（2003）8頁。
- (25) 谷口知平・石田喜久夫編『新版注釈民法（1）改訂版』有斐閣（2002）（高梨公之・高梨俊一執筆）314頁。なお、私は、立法論としては、未成年者の法律行為の有効要件を親権者の同意だけにかからせることは適切ではないと考えている。まずは、未成年者にとってその生活に必要な契約については、未成年者は単独で可能だとすべきである。その他の法律行為については、親権者の同意が依然として基準となる。必要な契約の範囲は、未成年者の年齢や生活環境によっても判断が異なり、実情に応じた柔軟な対応が期待できる。親権者の黙示の同意を擬制することによって柔軟な対応を正当化するよりは、より具体的な基準を示すことができるのではなかろうか（拙稿「被害者としての未成年者像と未成年者保護法理——未成年者取消権のあり方についての一考察」立命館大学人文科学紀要56号（1993）1頁）。
- (26) 松本教授は、未成年者がカード会員になるについての法定代理人による同意があったとしても、そのカードを利用した個別契約についても個々の同意が必要であると指摘する。包括的な同意をカード取引限度額まで認めると、それは契約によって任意に未成年者に行為能力を付与することになってしまい適切ではないとする。ここでも、カード会員になるについての法定代理人の包括的同意の対象としてどのような契約が想定されるのかが問われると思われる。松本恒雄「クレジット取引と消費者保護」ジュリスト979号

- (1991) 24 頁。
- (27) 裁判例においても、未成年者が携帯電話の利用料金の上限設定（リミットプラス）を変更して、高額な利用をした事案について、携帯電話に関する契約についての親権者の同意は利用限度額の変更にまでは及んでいないとして、未成年者取消権の行使を認めている（札幌地裁平成 20 年 8 月 28 日判決・釧路地裁帯広支部平成 18 年 7 月 13 日判決、いずれも判例集未掲載。この判決を解説する論考として、猪野亨「携帯電話利用契約をめぐる訴訟からみる未成年者保護」現代消費者法 3 号 34 頁）。
- (28) 判時 1646 号 162 頁、判タ 980 号 101 頁。本件の判例評釈として、落合誠一・別冊ジュリスト 200 号（2010）86 頁。
- (29) 兵庫県生活科学総合センターの緊急提言では、オンラインゲームに関する相談 86 件の当事者として、幼児が 4 件、小学生が 33 件を占めていて、双方で相談件数の約半数を占めている。幼児や小学生には責任弁識能力は備わっていないため、これらの未成年者が法行為に基づく損害賠償責任を負うことはない。
- (30) 行為無能力者の詐術に関する判例と学説の展開を批判的に検討する論考として、高森八四郎「無能力者の詐術」関西大学出版会『法律行為論の研究』（1991）269 頁がある。
- (31) 民集 23 卷 2 号 291 頁。判例評釈として、新井誠・別冊ジュリスト 195 号（2009）14 頁。
- (32) 高森教授は、この最高裁判決の考え方を「緩和というよりはむしろ詐術という概念の空洞化というべき」と批判する（高森・前掲注（30）書 298 頁）。
- (33) 谷口知平・石田喜久夫編『新版注釈民法（1）改訂版』（有斐閣、2002）（磯村保執筆）398 頁。
- (34) 道垣内弘人『ゼミナール民法入門〔第 4 版〕』日本経済新聞社（2005）73 頁

4. ひとまずのまとめ

本稿で私は、未成年者を契約当事者とする取引に関して、クレジット決済が利用された場合の法的論点のいくつかについての整理を試みた。その限りでは、ネットでのデジタルコンテンツやオンラインゲームなどの取引の場面においても、依然として未成年者取消権は未成年者に対する取引の適正化を図る法的な手段として有効であることに変わりはないことが確認

できたと考えている。確かに、未成年者が親権者等のクレジットカードを不正使用して決済をした場合には、未成年者に対してカード会社が不法行為に基づく損害賠償を請求できる余地がある。この場合には、未成年者取消権の行使によって契約に基づく債務を未成年者に負担させないとの原則の例外が生ずる可能性がある。もっとも、カード会社の本人確認手続のずさんさがカード会社の過失として問題になる。本人確認手続が十分に果たされていない場合のカード債務のあり方について、未成年者の不正使用に限定せずに検討し、クレジットに関する法制度として一定の対応を考えることも必要であるように思われる。

さて、ネットを介した取引においては、未成年者が重要な取引相手であることに疑いはない。今、新しい取引のパイオニアとしての事業者が腐心すべきは、未成年者保護法理をどのようにして回避するかではない。未成年者に適正な取引環境を法的にも、技術的にも整備することで、親権者を初めとする社会の信頼を得るに足る契約の仕組みを整備することに取り組むべきである。ネットでの取引が適正に発展するためには、それは不可欠の課題である。